

かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助制度のご案内

奨学金を利用して保育士資格を取得し、かすみがうら市内の民間保育所や認定こども園などに就職した方が、奨学金を返済するために要した費用の一部を補助する制度です。

補助対象者 **下記のすべてを満たす方**

- 奨学金を利用して保育士資格を取得したこと
- 平成29年4月1日以降に市内の民間保育所、認定こども園、小規模保育事業を行う事業所に常勤の保育士として新規に採用された方
(雇用主が同一の施設事業者間の人事異動は除く。)
- 自ら奨学金を返済していること
- この制度による補助を受けたことがないこと
(前年度以前に補助金の交付の決定を受けた者が当該年度分の申請を行う場合を除く。)
- 他制度による奨学金を対象とした補助を受けたことがないこと

補助対象期間

補助金の交付要件を満たした月から起算して36月上限

補助金の額

18万円上限 (申請の年度において、返済した奨学金の額と18万円のいずれか低い額)
※1月あたり1万5千円上限

補助金交付の条件

補助金の交付を受けた年度から翌々年度末まで同一施設に勤務すること。
(雇用主が同一である市内他施設への人事異動を含む。)
※条件を満たさない場合は、補助金の返還が生じることがありますのでご注意ください。

交付申請の手続き

提出書類 **下記の書類をすべて揃えてご提出ください。**

- かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金交付申請書兼返済計画書
- かすみがうら市保育士奨学金返済支援事業補助金雇用証明書
- 保育士証の写し
- 貸与機関の発行する奨学金の貸与証明書

※年度ごとに申請していただきます。
※補助金は、申請した年度の奨学金返済が完了後、実績報告を提出していただいた後にお支払いします。
※実績報告に必要な書類は、交付決定者に対して別途ご案内します。

受付場所 かすみがうら市子育て支援課 (市民窓口センター(中央庁舎))
※郵送での受け付けはいたしませんので、必ず申請者ご本人がお越しください。

受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分まで (祝日を除く)
※毎週木曜日の窓口延長は行っておりません。

裏面もご確認ください。

対象奨学金の名称

- 生活資金福祉資金貸付制度・教育支援資金（教育支援費・就学支度金）
- 茨城県母子及び父子福祉資金（修学資金・就学支度資金）
- 茨城県育英奨学資金
- 日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
- 交通遺児育英資金奨学金
- あしなが奨学金
- その他（子育て支援課へご相談ください。）

補助対象期間・申請時期・勤務条件の例

令和7年4月1日採用、4月から奨学金を返済している場合

- ① 令和7年度中に申請（12か月分）→〈市補助金交付決定〉→令和7年度分奨学金返済完了→令和8年3月末実績報告→〈市補助額決定〉→補助金請求→〈市補助金支払〉
※令和10年3月末まで勤務を要します。
- ② 令和8年度中に申請（12か月分）→……………→〈市補助金支払〉
※令和11年3月末まで勤務を要します。
- ③ 令和9年度中に申請（12か月分）→……………→〈市補助金支払〉
※令和12年3月末まで勤務を要します。

令和7年4月1日採用、10月から奨学金を返済している場合

- ① 令和7年度中に申請（6か月分）→〈市補助金交付決定〉→令和7年度分奨学金返済完了→令和8年3月末実績報告→〈市補助額決定〉→補助金請求→〈市補助金支払〉
※令和10年3月末まで勤務を要します。
- ② 令和8年度中に申請（12か月分）→……………→〈市補助金支払〉
※令和11年3月末まで勤務を要します。
- ③ 令和9年度中に申請（12か月分）→……………→〈市補助金支払〉
※令和12年3月末まで勤務を要します。
- ④ 令和10年度中に申請（6か月分）→……………→〈市補助金支払〉
※令和13年3月末まで勤務を要します。

お問い合わせ先

かすみがうら市 保健福祉部 子育て支援課 保育担当（市民窓口センター(中央庁舎)）

住所：〒315-8514 かすみがうら市下稲吉2633番地19

TEL：0299-59-2111/029-897-1111（内線3193）、029-883-0046（直通ダイヤル）

